

八幡小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための基本的な考え方

八幡小学校では、児童がかけがえのない存在であり、社会の宝である。児童が健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切な事である。

児童は、豊かな人間関係の中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、児童は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。

しかし、児童の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は児童の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。

いじめは、児童にとってその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立ち、学校全体でいじめ（暴力や言動等）を排除する。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法より】

2 いじめ防止等のための組織について

(1) 生徒指導部会について

【会議の開催計画】	毎週の月木の職員打ち合わせ後
【構成メンバー】	全職員
【部会の役割】	<ul style="list-style-type: none">・生徒指導の月目標や具体的な取り組み等を話し合う。・生徒指導上の課題・問題を確認し、対応策等の共通理解を図る。・いじめについて (いじめアンケート結果や教育相談週間で相談内容の確認と対応の検討)・各学年の児童の問題行動の確認と対策（保護者対応を含む）

【その他】

・毎週の月木の職員打ち合わせ後で生徒指導の問題（いじめ・問題行動・不登校）児童の確認

（２）学校いじめ問題対策委員会について（全小中学校統一名称）

【会議の開催計画】 6月、9月、12月、2月

【構成メンバー】 全職員

※ 学校が重大事態の調査を行う場合は、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する

【役割について】

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証及び修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時や重大事態の発生時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

3 いじめの未然防止に関すること

いじめ防止等においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。豊かな人間関係を築き、豊かな心を育て、いじめを許さない土壌をつくるため、年間を通して予防的な取組を計画・実施する。

（１）学校として

- ① ペア活動、命を大切に作る集会、あいさつ運動、保幼小交流活動、小中交流活動等を積極的に推進し、人間関係や生活経験を豊かにする取組を進める。
- ② 「いじめは決して許されないことであり、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない」等、いじめに対する正確な知識を伝え、その知識をもとに正しく行動できる児童を育成する。
- ③ いじめについて大人に訴えることは、勇気ある正しい行為であり、学校は、いじめられている児童を徹底して守り通す、という明確な姿勢を日頃から言葉と態度で示していく。

- ④ 生徒指導の機能を重視した「分かる授業の展開《児童に自己存在感を持たせる場面や、自己決定の場面を与えるなどの取組》」が自己有用観を高め、いじめを含めた問題行動の未然防止につながることを共通理解としていく。
- ⑤ 過度の競争意識、勝利至上主義等が児童・生徒のストレスを高め、いじめを誘発するおそれがあることについて職員研修等で確認する。
- ⑥ 児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

(2) 児童として

児童・生徒が学級活動や児童会活動の中で、いじめに関する課題に主体的に向き合う機会を設け支援していく。

(3) 教職員として

- ① 教職員の言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう指導の在り方に細心の注意を払う。
- ② 特別支援学級及び通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、自分の思いや悩みを表現することが苦手な児童もおり、いじめ等のトラブルに発展することがある。このような児童に対するいじめを未然に防止するため、全教職員による支援体制を確認する。

(4) 関係機関として

インターネットやソーシャルメディアを通じて行われるいじめに対しては、青少年指導センター、市原警察署及び千葉県警察（少年課、内房少年センター、サイバー犯罪対策課）等と連携して児童・生徒及び保護者に指導していく。

4 いじめの早期発見に関すること

いじめの早期発見等においては、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

(1) 学校として

- ① 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、職員会議や生徒指導部会等で、いじめの実態把握に努め、分析を

行い適切に対応する。

- ② スクールカウンセラー、スクールカウンセラーアシスタント、心のサポーター、養護教諭と効果的に連携し、児童の悩みを積極的に受け止める機会を設定する。

(2) 教職員として

- ① 日頃から児童・生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう積極的に情報収集を行う。
- ② 担任を中心として生活ノートを活用した指導など日常の教育活動を通じ、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制を整える。

5 いじめの対処に関すること

いじめへの対処については、いじめの発見・通報を受けた場合に特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する必要がある。これらに対し、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

(1) 被害児童への対処

被害児童に対しては、被害児童を守り通すという姿勢の下、保護者と連絡の上、対応及び支援を講じて行くことが必要である。

- ① 被害児童の心的な状況等を十分に確認し、被害児童や情報を提供した児童を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。
- ② 被害児童にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、被害児童に寄り添える体制を構築し、状況に応じてスクールカウンセラー及びスーパーバイザーなどの外部専門家により、児童を支援する。
- ③ 被害児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童を別室において指導したり、一時的に被害児童を別室に避難させるなど、状況に応じて被害児童が落ち着いて学習できる環境を整備する。
- ④ 被害児童が、加害児童との関係改善を望む場合には、教職員や保護者等が同席の下、謝罪や和解の機会を設けて、関係修復を図る。
- ⑤ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して見守り、十分な注意を払いながら、折に触れ状況を保護者等へ伝えるとともに、必要な支援を行う。

(2) 加害児童への対処

加害児童に対しては、家庭環境や障害特性など教育的配慮の下、以下のような措置を

講じていくことが必要である。

- ① いじめたとされる児童から、複数の教職員で事実関係を聞き取り、いじめがあったことが確認された場合、教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、関係機関と連携して組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置を講ずる。
- ② 迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的に助言を行う。
- ③ 加害児童に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させる。
- ④ 加害児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携による措置も含め、対応する。

(3) 周囲の児童への対処

被害児童及び加害児童の問題にとどめず、当該児童のプライバシーに十分配慮した上で、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、学級での話し合いや学年・全校集会等を行い、再発防止を含めいじめ問題の根本的な解消を目指した取組を進める。

6 いじめの相談・通報窓口について

いじめ発見の一番のきっかけは、本人からの訴えである。学校、家庭、地域の中に悩みを相談できる大人や仲間の存在があることが重要となる。教育相談、保護者面談、いじめアンケートや日常の観察から、どのような人間関係の中で生活を送っているか把握する。悩みを一人で抱えず、誰かに訴え出るとは卑怯な行為ではないと理解させ、「はなす勇氣」を持たせる。学校では「被害者の保護」、「秘密の厳守」、「全職員での見守り」をいつでも実行できる体制が整っていることを児童生徒、保護者に発信する。

【八幡小学校の相談窓口】

・全職員が、いつでも相談を受け付けていますので、一番話しやすい教職員に相談してください。

電話相談 0436-41-1953

7 いじめを認知した場合の対処

(1) 通報連絡体制

いじめを認知した教職員、いじめの通報を受けた教職員は一人で抱え込まずに直ちに学年主任、生徒指導主任、教頭、校長等へ報告する。報告されたいじめ事案についてはすべて教頭へ報告し、必要に応じて学校いじめ問題対策委員会を行い、情報を共有する。

(2) 聞き取り調査と記録

いじめの疑いがある場合は、わずかな兆候であっても早期対応を行う。事実の確認と背景の調査については当該児童や周囲の児童生徒に聞き取り調査を行う。聴取については、原則複数の教員で行う。《児童が話しやすい環境を整える上で1対1の面談が有効な場合はその限りではない。》聴取時間、休息や食事時間、質問内容については指導や記録を行う組織内で十分に打ち合わせの上行い、時間の超過が心配されるときには、指導中であっても中断するよう複数の教員で注意を払う。聞き取りは事実の確認を趣旨とし、決めつけた聴き方や暴言は慎む。記録については、聞き取り調査と平行して行うものと、事実を確認した上、まとめた記録の両方を保存する。

(3) 被害児童の保護と対応

いじめ事案が発生した場合の最優先事項は被害者の保護である。いじめ加害者や周囲の者からの圧力に苦しまないよう十分配慮しなくてはならない。学校で確認されたいじめの事実については、被害児童、加害児童、双方の保護者に情報提供や通告を行い、学校、家庭、(場合によっては地域)の多くの大人が見守れるように情報を共有する。被害児童や保護者へは「徹底して守り抜く」ことを伝え、不安な点や学校生活における配慮について聴取を行い、対応策を示す。必要に応じて別室での学習やカウンセラーとの面談を行えるよう速やかに準備する。

(4) 関係機関との連携

いじめが暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する行為である場合は、警察等関係機関と連携した対応を行う。また、困難な事案に対しては市原市教育委員会に指導、助言等を求める。

8 いじめの指導

(1) 被害児童のサポート

いじめの事実が確認された場合、被害児童の学校生活を送る上での不安を取り除き、安心して活動できるように配慮する。加害児童と同室での活動が困難な場合は、加害児童を別室学習（活動）させる等の措置も行う。心のケアについてはスクールカウンセラーを交えた対応会議をもって継続的な支援を行う。また、被害児童にとって信頼できる人と連携し、学校の内外を問わず見守れる環境を整備する。

(2) 加害児童への指導

いじめが認められた場合、速やかにやめさせる。その上で事実の確認を行い、対応を検討する（学校いじめ問題対策委員会）。特にいじめが重大な人権侵害行為であり、人として許されることではないという点については十分に理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。複数の教員が連携して、組織的にいじめを止めさせるとともに、いじめの背景にも目を向け、該当児童生徒の健全な人格の発達にも配慮する。発達段階に課題が認められる場合は、保護者にも伝え、スクールカウンセラー等を交えた面談、助言を行う。

(3) 周囲の児童への指導

いじめの事実確認を行い「傍観者」、「観衆」となっている児童に対し、自分の問題としてとらえるよう指導を行う。周囲の行動がいじめを受けた児童にとって孤独感や孤立感を強めることを十分理解させ、そのつらさや苦しさに共感できるようにする。

また、日頃から全教職員が「いじめは絶対に許さない」ことを徹底して児童に伝え、未然防止や教師への報告を呼びかける。

9 重大事態の発生と調査及び対処について

(1) 重大事態の意味

① ※₁ いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の ※₂ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒等が ※₃ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※₁ 「いじめにより」とは、児童・生徒の状況に至る要因が当該児童・生徒にして行われるいじめにあることを意味する。

※2 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童・生徒の状況に着目して判断するが、例えば、次のケースが想定される。

- 児童・生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神症の疾患を発症した場合

※3 「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
【国の基本方針より】

(2) 重大事態への対処

- ① 管理職へ、正確な情報を迅速、確実に伝え、全職員が十分に認識する。
- ② 最悪の状態を想定しながら、迅速・的確に対応する。
- ③ 重大事態が発生した旨を、市原市教育委員会へ速やかに報告する。
- ④ 教育委員会と協議の上、教育委員会から学校が主体となった調査の実施を指示された場合、当該事案に対処する「学校いじめ対策組織（生徒指導部会）を中心として、当該事案に対処する「学校いじめ対策委員会」を設置する。
- ⑤ 事実関係を可能な限り明確にし、事実に向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図る。これまでに行った調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- ⑥ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査により明確になった事実関係について、情報を適切に提供する。また、関係者の個人情報に十分配慮するが、それを盾に説明を怠らないようにする。得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを事前に調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。
- ⑦ 教育委員会へ調査結果を報告する。
- ⑧ 被害児童及びその保護者が調査結果の説明を希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出する。

10 公表、点検、評価等について

策定した学校いじめ防止基本方針については、学校ホームページで公表するとともに保護者会や学校便り等で保護者や地域へ周知を行う。年度毎にいじめに関する調査や分析を行い、適切に対応を図る。いじめ問題に対しての取り組みを見相、保護者、教職員等で評価をし、評価結果を踏まえて改善に取り組む。

11 いじめ問題防止、早期発見に向けた取組計画

4月	生徒指導会、議家庭訪問（家庭位置確認）
5月	生徒指導研修会（講演）、保幼小推進会議、生徒指導会議、Hyper-QU職員研修、Hyper-QUアンケート
6月	教育相談週間（アンケート含む）、いじめゼロ集会、中学校区生徒指導会議、学校いじめ問題対策委員会
7月	教育相談週間（アンケート含む）、情報モラル教育（高学年）、保護者面談、小中連携合同研修会（各部会）、生徒指導会議、薬物乱用防止教室（高学年）
8月	こ小連携
9月	学校いじめ問題対策委員会、生徒指導会議
10月	こ小連携、生徒指導会議、教育相談週間（アンケート含む）
11月	教育相談週間（アンケート含む）、中学校区生徒指導会議、生徒指導会議
12月	保護者面談、学校いじめ問題対策委員会、人権集会・人権週間、生徒指導会議、学校評価アンケート
1月	生徒指導会議、学校生活アンケート
2月	学校いじめ問題対策委員会、生徒指導会議
3月	アンケート（生活、いじめ、セクハラ、学校評価、保護者、学年、体罰等） 情報交換（小中、保幼小）、生徒指導会議